

# 帯広市立清川小学校 いじめ防止基本方針

## いじめの定義

「いじめ」とは、「該当児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

### 【基本理念】「いじめを絶対許さない」

いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

児童は、いじめは絶対に許されない行為であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。

学校は、いじめが行われず、全ての児童が安心して学校生活を送れるように、保護者、その他の関係者との連携を図り、学校全体で、いじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

《構成メンバー》 校長、教頭、生徒指導部担当、教務部担当、学級担任、養護教諭

《活動》 ①いじめの防止に関すること

②いじめの早期発見に関すること

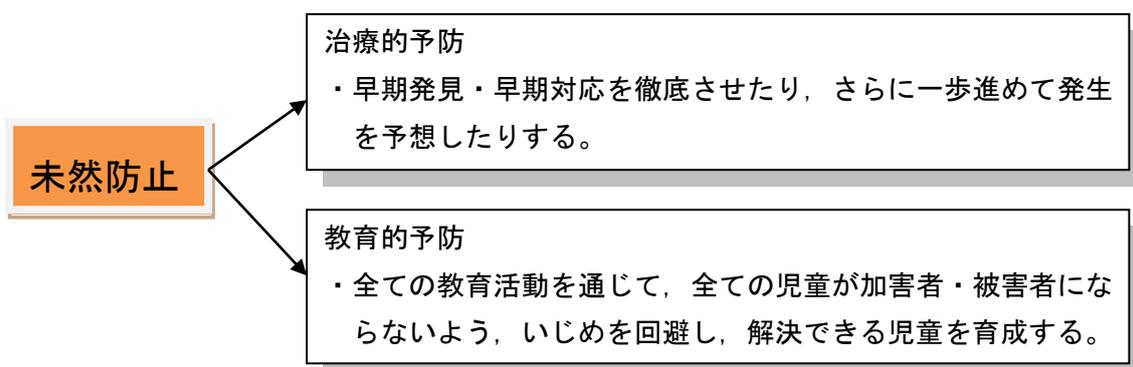
③いじめ事案に対する対応に関すること

- ・ 取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ いじめアンケート実施、個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報収集と対策
- ・ 発見されたいじめ事案への速やかな対応

《開催》 ◎月1回の定例職員会議を定例会とする

◎いじめ事案発生時及び必要に応じて緊急開催する。

### 3 いじめ防止等に関する措置



#### (1) いじめの防止

児童と児童・児童と教職員・児童と保護者，地域との人間的なふれあいを基本とする。

##### ①学級経営

- ・ 個性が認められ，自己有用感が得られる学級づくり
- ・ いじめを許さない学級風土づくり

##### ②授業時間

- ・ 学びの約束(学習のきまり)の定着
- ・ わかる，楽しい授業づくり(すべての児童が参加・活躍できる場の設定)
- ・ 全教科を通じた言語活動の充実(コミュニケーション能力の向上)
- ・ 他者との関わり，自然や動物とのふれあいを大切にした授業実践
- ・ 道徳の時間を要とした道徳的判断力，道徳的实践力の育成
- ・ 教師の体罰や不適切な指導のない健全な学習指導の充実

##### ③学校行事

- ・ 縦割り班活動(異学年交流・運動会・クリーン集会・全校遠足)
- ・ 地域とのふれあい交流

##### ④児童会活動

- ・ あいさつ運動・(交流給食)
- ・ いじめを無くすための主体的な取り組み(思いやり運動)

##### ⑤地域との交流

- ・ ふれあい交流・清川秋まつり・愛すキャンドル

##### ⑥落ち着いた学校風土

- ・ きまりを守り，元気で明るい学校づくり

##### ⑦保護者，地域との連携

- ・ 懇談会，学校だより，ホームページ等による情報発信と啓発
- ・ インターネット，ケイタイ等に関する研修の充実

## (2) いじめの早期発見

### ①いじめの調査等

- ・ 児童対象いじめアンケート調査の実施 6月・11月
- ・ 個別面談の実施 12月及び必要に応じて

### ②保護者・地域による児童観察

- ・ 清川子どもを守る会，青少年育成者連絡協議会への協力要請
- ・ 保小中の連携

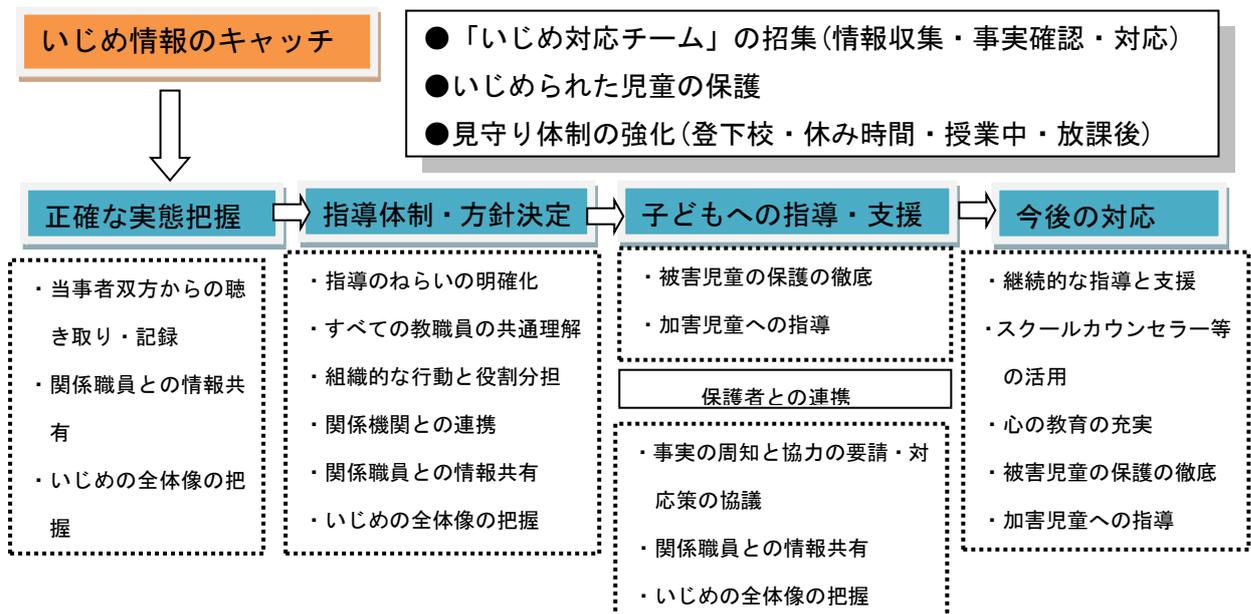
### ③いじめ相談電話等，いじめ相談窓口の周知

- ・ カードの配布と説明

## (3) いじめに対する措置

- ①いじめの事実があると思われるときは，速やかにいじめ防止対策委員会に報告する。
- ②いじめに係わる相談を受けた場合は，速やかにいじめの有無を確認する。
- ③いじめがあったことが確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者への支援や，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また，教育委員会に速やかに報告するとともに，助言・指導を得ながら迅速に対応する。
- ④必要な場合は，いじめを行った児童を別室で学習させる等，いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるよう配慮する。
- ⑤いじめ事案に係る情報をいじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置をとる。
- ⑥該当するいじめが「犯罪行為として取り扱われるべき」ものであると認める場合は，教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

### 【いじめ対応の基本的な流れ】



## 4 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、次の対処を行う。

※児童や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

- ①重大事態が発生した旨を帯広市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 5 学校基本方針のPDCA サイクル

4月	本年度の「学校いじめ防止基本方針」の周知
6月	いじめに関するアンケート調査・集約と分析
11月	いじめに関するアンケート調査・集約と分析 学校評価アンケート(教職員・保護者)・児童アンケート・集約と分析・ 改善点の確認
12月	個人面談の実施
3月	年度末反省・次年度に向けての改善点の確認